

「社会的排除との闘い」の担い手としてのイタリア「社会的協同組合」

田中 夏子

1. はじめに—イタリア「社会的協同組合」を見る視点

イタリアで展開してきた「社会的協同組合」という事業組織の特徴とは何かという問いに対しては、何通りかの答えが考えられよう。一方では、合理化過程にある、公共性の高い社会サービスを肩代わりする民間事業組織という見方もできようし、他方では、「社会的排除との闘い」における重要な担い手との見方もできよう。前者は、公的部門が担ってきた種々の仕事を、民営化、市場化していく際の受け皿としての機能に着目したものであり、後者は、これまで公的部門が考慮の対象としてこなかった、さまざまな「生きにくさ」や「新しい貧困」問題に、当事者を主体としながら、市民自らが対応を編み出す、その運動的意義に着目したものであった。

前者に傾斜する協同組織もあれば、もっぱら後者に自らのアイデンティティを設定する協同組織もあり、さらに多くの場合は、その、矛盾する両側面をあわせもちながら運動と事業を展開してきたといえよう。

1970年代、イタリア各地で芽生え始めたセツルメント活動や、仕事起こしの運動を発端とするこれら、協同事業組織は、1991年の制度化を経て今日にいたるまで、40年近くの歴史を有してきた。とりわけ、90年代から2000年に入ってから、EUが掲げる「社会的排除との闘い」の重要な担い手として、社会的な注目を集める存在となっている。制度上、地域公共団体およびEUからの事業資金の安定的な確保が得られるようになり、サービス供給の担い手としてのみならず、地域の社会政策のあり方に対する発言力も強まっている。また、

個々の単位協同組合が地域ごとに極めて機動力の高い「事業連合組織」を編成することによって、人材教育、政策研究、自治体等発注者との交渉、入札制度改革、資金調達等の領域において、協同組合相互の連携が強化されてきた。

こうした流れを振り返ると、「社会的協同組合」の特徴として、着目すべき点は以下の三点であろう。第一に、公的対応の外側にあった「貧困」および「社会的排除」への、市民としての対応〔W. H. ホワイトのいう「社会的発明」〕を出発点としている点。したがって多くの社会的協同組合は、社会運動の色合いの濃い、ボランティアなアソシエーションを起点としている。第二は、そうした「社会的発明」を通じて、「当事者主体」の具体的な表れとして、早期から「労働」を明確に位置づけた点、さらに第三は、当事者および市民の手による実験的な試行を経て、公的部門〔基礎自治体、州、国〕に対し、制度要求を展開した結果、社会的認知とともに、十分とはいえないまでも、一定の財政的な裏づけを獲得していった点である。

問題は、制度化された社会的協同組合が、次の展開をどう構想していくかにある。とりわけ、グローバル化のもと、仕事と暮らしへの圧迫が加速化する社会において、今後、どのような役割を担っていくことが求められているのか。たとえば労働行政の規制緩和の中で、「排除」の対象とされてきた層の、仕事の量的・質的保障をどう確保していくのか。あるいは、後に述べるように、さまざまなベクトルをあわせもつ「社会的排除」概念を、協同組合としてどう捉え、対応をはかっていくのか。社会的協同組合の内実と制度の創成期を担ってきた第一世代が、運動の第一線から退く中で、構成メンバーも大きく変化しつつあ

る。本稿では世代交代については触れ得ないものの、急速な外部環境の変化の中で、多くの協同組合が経験するであろう葛藤の側面に目をむけながら、あらためて、イタリアの社会的協同組合をめぐる研究の視点を確認していきたい。

2. 社会的協同組合のジレンマ

まずは、非営利事業活動が比較的活発な地域における、リーダー的存在の協同組合を概観したい。カトリック系のボランティアな運動組織が発端となった、社会的協同組合の典型ということで見ていただければと考えている。

事例 フラッサーティ社会的協同組合¹ B型

ロンバルディア州の中でも経済的条件のよいマントヴァ市の郊外で、園芸・花卉事業を展開するB型の社会的協同組合である。この一帯は園芸産地でもあり、事業上は一般の事業者との競争も激しい。敷地内にはトラクター、散水・灌漑設備、温室、自動ポット詰め機等、本格的な設備が並ぶ。同施設の前経営者から引き継いだ設備がほとんどという。園芸・資材店と花屋が独立した店舗となっており、訪ねた時期が復活祭の直前とあって客が多い。店での顧客対応は、移民女性が数名であたっている。

同団体では働く場を求める知的障害者、精神障害者、そして東欧やアフリカからの移民の声を受けて、緑化事業を開始。1990年に11名の組合員によって協同組合を設立した。最初は移民の子どもたちを放課後預かる学童保育事業からスタートし、1991年12月以降、緑化部門²での仕事を本格的に開始した。91年2人の就労から始まって94年に10人、2004年には45人と就労メンバーは拡大していた。こうして、移民という排除対象者の暮らし

の要求に応えたり、また「労働」を通じた社会参加の拡充が着々と行われていった。

(1)「参加」の内実をどう作るか

ところでこうした「参加」には、なお課題がのこらないわけではない。表1からもわかるように、B型の要件として必要な、「社会的不利益を被る労働者の数が報酬をうける労働者の三割を下回らない」という条件は満たしているものの、「排除の対象者」はいずれも「非組合員」に分類されており、労働参加は保障されていても、組織経営・運営への参加は、少なくとも「組合員」という形では具体化されていない。障害や困難を抱える当事者が、意思決定に深く関与する仕組みの確立は、この協同組合のみならず、なかなか進展を見ない。

表1 フラッサーティ協同組合の構成メンバー

組合員	就労組合員	8名
	ボランティア組合員	6名〔理事〕
	支援組合員 ³	11名〔専門家〕
非組合員	通年型就労者	20名〔うち10名が知的、精神障害、移民 ⁴ 〕
	季節的就労者	15～20名

障害の当事者の中には、「社会的協同組合」のもつ、こうしたパターンリズムを批判する声もある。「排除との闘い」のもと、「生きにくさ」を抱える人々が、政策や働きかけの「対象」にはなっても、さらにその「創り手」となって、既存の社会が当然視するコードそのものの変更をせまるには、依然、課題が多い。「創り手」であること、あるいは政策的な認知の獲得にとどまらず、コードの変更を志向するための、組織的な工夫として、事業体としての協同組合と、運動体としてのアソシエーションとの緊張ある対話が必要とされるの

1 フラッサーティ (Frassati) は戦間期にトリノのセツルメントで活動したカトリック信者だが、同氏を敬愛する人々が中心となって起こしたアソシエーションが前身となってできた協同組合。本協同組合に対するヒアリング調査は、2005年3月23日、筆者がおこなったものである。

2 事業選択にあたっては、園芸産地であることからそのためのインフラがそろっていたこと、加えて緑化事業が、チーム作業を基礎としている点で、多様な労働編成にむいているからだという。作業現場が分散しているため、5人が一つのチームとなって動くわけだが、チーム作業は、高度で危険度の高い仕事から、落ち葉拾いなどの補助的仕事まで、様々な仕事を含んでおり、障害を持っている人の役割も重要となってくる。

3 「専門家」とは、マーケティングのアドバイスや緑化技術の指導等を行う、外部の支援者。

4 主としては東欧、アフリカ系移民 (アルバニア、マケドニア、コンゴ、チュニジア、モロッコ、マダガスカル)。

も、こうした理由からであろう。

社会的協同組合を見ていく際、その事業的側面だけでは活動・考え方の広がり理解できなと感じることが多い。その背後、あるいは周辺にあって、事業組織としての協同組合にたえず相互作用をもたらすアソシエーションや地域コミュニティの存在が大きな意味にもつ。逆に、それらとの相互作用が希薄になっていく場合、協同組合は事業組織としてのアイデンティティを強め、既存の市場コードに自らを「適応」させる一方の存在となりかねない。

（２）規制緩和の流れの利用をめぐる

上記の課題、すなわち、既存の社会に埋め込まれたコードそのものを見直す契機としての「社会的協同組合」を構想する際、近年の「規制緩和」の流れに対する考え方、対応の仕方がひとつの試金石ともなるのではないかと考えている。

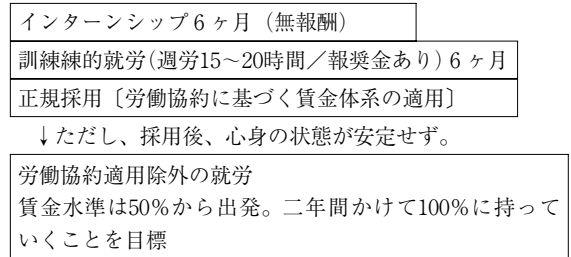
フラッサーティを例に取りながら、次にこの点を考えてみたい。同協同組合では、地元のA型社会的協同組合「アゴラ」(AGORA)と提携して、障害者を対象とした職業教育事業を共催している。この事業にそって展開される「職業教育→労働参加」プロセスの一例を見てみよう。図1は、ある精神疾患を持つ青年の就労参加の途をたどったものである。

まずインターンシップや訓練的就労の段階では、排除の対象となる人々は、A型協同組合の利用者として位置づけられている。長期にわたって、労働参入のためのプログラムが作成・調整されるが、そのプロセス管理は、医療センター、ソーシャルワーカー、精神保健センターのスタッフ、協同組合の教育担当者によって構成されたチームが行う。

一定の教育期間を経て、本格的に労働市場への参入を果たすわけだが、諸般の事情によって、必ずしもそこに直線的にたどりつくとは限らない。障害や体調によって、行きつ戻りつを保障すること、すなわち「安心して後もどりのできる仕組み」が、A型・B型の連携を重視してきた社会的協同組合ネットワークの強みである。

ところで、上記に見るように、賃金体系および雇用形態は細分化され、かなり流動的な扱いとなっている。「社会的協同組合」は、障害の有りと

図1 ある青年の、就労訓練から本格就労への流れ



フラッサーティ協同組合でのヒアリングにより、田中作成。

無しとにかかわらず、労働者として対等な権利と社会関係を保障しあうことを強調してきたが、もう一方で、実質的な雇用保障を促進する手立てとして、「労働協約の適用除外」の利用も否定しない。これは、地域ごとに、労働組合、行政〔公共職業安定所〕、そして事業者団体〔社会的協同組合事業連合〕の三者の合意に基づく協定文書を交わして、事業者側の「雇用」コストを軽減しようとするものである。

CGIL 幹部からのヒアリングによれば、非営利・事業組織における雇用形態は、40種類にもおよぶという。雇用形態の多様化は、飽くまで「安心して後もどりができる」という、働く側の可能性の拡大を目的とした手段ではあるはずだが、雇用者側のコスト軽減の目的として利用されるならば、協同労働における、全般的な不安定化にもつながりかねないとする。

ここにおいても、いわゆる「積極的労働市場」政策にのっとった「労働市場への挿入」は、市場そのもののコード変更を必ずしも前提としてはいないことが明らかであろう。労働協約適用除外によって、労働参入の量的成果はある程度達成できるものの、既存の働き方や労働市場のあり方に対して、オルタナティブを提起するといった側面は、後景にしりぞく。

就労を通じた社会参加を積極的に担ってきたイタリアの社会的協同組合には、「人を仕事に合わせるのではなく、仕事を人に合わせる」「人間発達に寄り添った仕事起こし」といった理念が底流に存在する。しかし、一方で、その社会的意義を、経済的な成果によって表現しようという取り組みも見られ、それは「効率的な再商品化」にむけた狭義の就労支援につながる恐れもある。

3. 岐路に立つ社会的協同組合

「排除との闘い」か「再商品化」か。ミラノで、薬物依存と闘う人々の共同体を運営する、社会的協同組合「A77コープ」の理事長、M.Villa氏は、積極的労働市場政策（ワークフェア）の概念も政策も実態も多様な中で、「社会的協同組合らしい労働市場への介入を構築する必要」を唱える。Villa氏は現在のワークフェアを三つの視点で整理する。第一は、主な目的が、既存の構造の中に失業者を投入（inserimento）すること、第二は、教育的なプロセスを踏みながら、認識においても実際の活動においても失業者を統合（integrazione）（システムや社会的文脈の部分的変化を伴う）していくこと、第三は、現実そのものの再構成（発明）を伴う、当事者の参加（partecipazione）を生み出していくこと。

むろん、社会的協同組合による就労支援は第三を想定したものであるという合意は、関係者の間では根強く存在するものの、制度的認知の広がり、グローバリゼーションの下での再編プロセス

に組み入れられ、市場コードへの「適応」に傾斜する場合には、当事者を中心とした仕事起こしよりも、一方的な「包摂」、つまり上記に挙げた、第一の方向も強まってこよう。

最近の社会的協同組合への旅を通じて、多くの周辺の労働者、不安定雇用を生み出す仕組みや、職業紹介事業への参入によって、「企業によって選ばれる」という意味での選別に、協同組合が関わっていく流れが出ていることを感じた。社会的協同組合を中心に蓄積されてきた「労働を通じた社会参画」が、協同組合を越えて、どのように「社会化」されていくのか、重大な岐路にあることをあらためて確認する機会も増えた。

社会的協同組合をめぐる研究にとって、その制度的先進性もさることながら、グローバリゼーションに対する再規制機能の担い手として、今何が求められているのかといった論点に、よりいっそうの注視が必要とされているのではないか。

（たなかなつこ、都留文科大学教員）